

令和8年度 市民税 府民税 特別徴収のしおり
市民税 府民税 森林環境税

特別徴収義務者様

大阪府池田市長

令和8年度
市民税・府民税・森林環境税特別徴収義務者の指定について

平素は、市民税・府民税・森林環境税の特別徴収につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度あなたを地方税法第41条、第319条、第321条の4第1項、第328条の5第1項及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条並びに池田市市税条例第39条の規定により、令和8年度市民税・府民税・森林環境税の特別徴収義務者に指定し、別紙のとおり特別徴収税額を通知いたします。

つきましては、毎月給与の支払い時に月割額を徴収し、これを翌月10日までに納入していただきますようお願いいたします。

個人住民税の特別徴収の実施について（お知らせ）

大阪府と府内市町村では、原則としてすべての事業主の皆様を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の給与からの特別徴収を実施します。

従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主による特別徴収（給与からの差引き）が法律で義務付けられています。

給与支払者（事業主）の皆様は法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。



池田市

〒563-8666

大阪府池田市城南1丁目1番1号

課税課（個人住民税）

電話 072(754)6222（直通）

FAX 072(753)5260

収納債権管理課（納入についてのお問合せ）

電話 072(754)6225（直通）

- ◎ 特別徴収義務者の指定番号は、特別徴収税額の通知書の左上に記載しています。
- ◎ 池田市からお送りしました納入書以外のものをご使用になる場合（汎用品ご使用等）は、「指定番号」を必ず記入してください。
- ◎ 各人の納付額（月割額）を毎月の給与支払いの際に徴収し、翌月10日（10日が土・日曜、祝休日の場合は翌開庁日）までに納入してください。

徴収月	納期限	徴収月	納期限
令和8年6月分	令和8年7/10(金)	12月分	令和9年1/12(火)
7月分	8/10(月)	令和9年1月分	2/10(水)
8月分	9/10(木)	2月分	3/10(水)
9月分	10/13(火)	3月分	4/12(月)
10月分	11/10(火)	4月分	5/10(月)
11月分	12/10(木)	5月分	6/10(木)

特別徴収に係る納税者の異動報告について

特別徴収の通知書を送付した納税者に、退職・転勤等の異動が生じたときは、その月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。この届が遅れますと、その納税者が残税額を納入する際、一度に多額を納めることとなります。

なお、その方が非課税である場合や残税額を一括徴収する場合であっても、この届出書を提出してください。本しおりの最終ページに白紙の届出書がございますので、コピーしご使用ください。

異動届出書の記入例

納税者が転勤・転籍された場合

転勤・転籍先で特別徴収を継続する場合は、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄に「1」と記入し、「1 特別徴収継続の場合」の欄も必ず記入していただくとともに、転勤・転籍先の担当者に月割額等をお知らせください。

【注意】

転勤・転職先がご不明な場合は、「1 特別徴収継続」ではなく、「3 普通徴収（本人が納付）」と記入してください。

池田市 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

池田 市町長 池田市△△町△番〇号

給与 太郎

〇〇株式会社

12345678

1000001

イケダ フクマル

池田 ふくまる

特別徴収税額 60,000

異動年月日 令和8年11月22日

異動の事由 退職

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①、②のいずれでもおられない場合に記入してください。）

納入方法について

給与所得に係る特別徴収税額は6月から翌年の5月までの12回で納めていただくこととなります。各人の納付額（月割額）を毎月の給与支払いの際に徴収し、翌月10日（10日が土・日曜、祝休日の場合は翌開庁日）までに納入してください。令和8年度の納期限は2ページ目に記載しています。

納期の特例について

給与の支払いを受ける人数が常時10人未満である場合は、本市所定の「納期の特例に関する承認申請書」（本市HPからダウンロードまたはご連絡ののち郵送）を課税課へご提出いただき、承認を受けられましたら特別徴収税額の納入が年2回〔11月と翌年の5月（納期限はそれぞれ翌月の10日）〕になります。

特別徴収税額を滞納した場合について

納期限後に納入されるときは次の金額を加算してください。

【延滞金】

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算します。

なお、今後延滞金に係る地方税法等の改正がなされたときは、改正後の規定によるものとなります。

【督促手数料】

督促状を受けた時は、督促状1通につき50円。

納入場所等について

金融機関で納入される場合は、『特別徴収納入書』の裏面を参照し、記載の金融機関の本・支店で納入してください。

金融機関で納入する以外に、eLTAX（エルタックス）の「共通納税」を使用し、電子納税（ダイレクト納付・インターネットバンキング・ATM・クレジットカードによる納付）が可能です。詳しい手続きや操作方法は、eLTAXホームページ内の「共通納税」ページをご確認ください。

納入書の発行について

納入書が必要な場合は、収納債権管理課（直通電話：072-754-6225）へお問い合わせください。お問い合わせの際は、指定番号のご準備をお願いします。

退職所得等に係る市・府民税の納入について

退職手当等の支払いをされた時は、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引書」に基づいて、翌月 10 日までに納入してください。納入書は給与分の納入書と同一ですので退職所得分の欄に金額を記入してください。（下記の「納入書へ加筆する場合の記入例」を参照してください。）

なお、納入書の裏面が納入申告書となっておりますので、所要事項の記入を忘れないようにお願いします。

また、納入申告書には、支払者の法人番号を記入していただくこととなりますのでご注意ください。

納入書へ加筆する場合の記入例

税額の変更や、延滞金・督促手数料の加算、退職所得分の市・府民税の加算が発生する場合には、納入書に訂正・加筆をしていただくことになります。以下の記入例では、督促状を受けた時に納入する場合と、退職所得分を加算する場合を記載しています。

税額変更が発生した場合には、金額変更後の納入書をお送りしますが、到着が間に合わない場合は、訂正・加筆をしたうえで納入してください。

なお、記入例では「領収証書、納入書、納入済通知書」のうち、領収証書部のみ掲載していますが、実際の記入においては、3つともに記入してください。

※訂正・加筆を行う際は黒ボールペンで記入してください。

督促手数料を加算する場合の記入例

市区町村コード			口座番号			加入者名			
2	7	2	0	4	3	00970-7-960032	池田市会計管理者		
月別	令和 8 年 6 月分	12345678	納入金額(1) 円			123,400			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (所得分)	1	2	3	4	0	0		
	退職所得分								
延滞金									
納期間	令和 8 年 7 月 10 日	督促手数料					50		
		合計額	1	2	3	4	50		
(特別徴収義務者)			住所 〒 563-00XX			領収日付印			
			又は 所在地 池田市〇〇町〇番〇号			様			
			氏名 〇〇株式会社			様			
			又は 名称			様			

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

退職所得分を加算する場合の記入例

市区町村コード			口座番号			加入者名					
2	7	2	0	4	3	00970-7-960032	池田市会計管理者				
月別	令和 8 年 6 月分	12345678	納入金額(1) 円			123,400					
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (所得分)	1	2	3	4	0	0				
	退職所得分					5	7	8	3	0	0
延滞金											
納期間	令和 8 年 7 月 10 日	督促手数料									
		合計額				7	0	1	7	0	0
(特別徴収義務者)			住所 〒 563-00XX			領収日付印					
			又は 所在地 池田市〇〇町〇番〇号			様					
			氏名 〇〇株式会社			様					
			又は 名称			様					

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

ゆうちょ銀行の指定について

特別徴収税額の納入に近畿2府4県以外のゆうちょ銀行を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、「指定通知書」を市ホームページよりダウンロードの上、当初納入の際に該当のゆうちょ銀行・郵便局へご提出ください。

なお、昨年度から引き続き利用される場合は提出の必要はありません。

<見本>

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 支店長様
_____ 郵便局長様

池田市長
(公印省略)

指 定 通 知 書

貴局(店)を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税・府民税・森林環境税(特別徴収税額)取扱局に指定しましたので通知します。

認可又は承認番号	貯業2第228号
口座番号	00970-7-960032
加入者の名称	池田市会計管理者
取りまとめ局	大阪貯金事務センター圏

海外へ出国する場合の住民税の手続きについて(納税管理人の申告)

納税管理人とは、納税義務者に代わり、納税に関する一切の手続き(納税通知書の受領・納税・還付通知及び還付金の受領など)を行う方をいいます。

納税義務者が海外へ出国されるなどの理由により、納税に支障のある場合(納税通知書の受領や納税ができなくなるなど)は、特別徴収義務者として一括徴収をしていただくようお願いいたしますが、一括徴収が困難な場合や次年度も税額が発生する可能性がある場合は、出国される前に納税義務者から納税管理人の申告が必要となります。

詳しくは、課税課(直通電話:072-754-6222)へお問い合わせください。お問い合わせの際は、指定番号のご準備をお願いします。

eLTAX を利用されていない事業所様へ

給与支払報告書等の提出や特別徴収税額の納入には、「地方税ポータルシステム(eLTAX)」をぜひご利用ください。eLTAXとは、地方税の手続きについてインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

eLTAX を利用するメリット

- 国と地方自治体にそれぞれ提出義務のある源泉徴収票・給与支払報告書を一括して提出することができます。また、給与所得者異動届出書や特別徴収切替届出（依頼）書等の届出も電子で提出することができます。
- 自宅やオフィスからインターネットで提出することができます。市役所に書類を持参・郵送する必要がありません。
- 複数の地方公共団体に対する手続きを一度に行うことができます。
- eLTAX 対応ソフト PCdesk を使用することで、申告書を簡単に作成することができます。
- eLTAX に対応した市販の税務・会計ソフトで作成した申告データを使用できます。
- チェック機能があるため、入力誤りや計算誤りを防ぐことができます。

eLTAX により提出できる書類様式一覧

- 給与支払報告書（総括表・個人別明細書）
- 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- 特別徴収切替届出（依頼）書
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- 退職所得に係る納入申告書
- 退職所得者の源泉徴収票・特別徴収票
- 公的年金等支払報告書（総括表）
- 公的年金等支払報告書（個人別明細書） など

特別徴収税額通知の電子化について

eLTAX を経由して給与支払報告書を提出した場合に限り、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の受取方法を電子または書面から選択できます。

受取方法の変更を希望される場合は、手続きが必要になります。詳細はホームページをご確認ください。

(ホーム>くらし・手続き>税金>個人住民税>特別徴収税額通知の電子データ受取について)

問い合わせ先

●eLTAX に関すること 地方税共同機構ホームページ <https://www.lta.go.jp/>

●eLTAX ヘルプデスク 電話 0570-081459

上記の番号でつながらない場合：03-6745-0720

※お電話の前に以下の eLTAX お問い合わせページをご確認ください。

以下の届出書・申請書等について、池田市ホームページからダウンロードできます。

ダウンロードできる様式（ホーム>申請書ダウンロード>税金など）

- ① 給与支払報告書 及び 普通徴収切替理由書（兼仕切紙）
- ② 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ③ 特別徴収切替届出（依頼）書
- ④ 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書
- ⑤ 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書
- ⑥ 指定通知書（特別徴収に係るゆうちょ銀行・郵便局の指定）
- ⑦ 納税管理人申告書 ※「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」のページにあります。
- ⑧ 特別徴収税額通知受取方法変更申出書